勤務条件に関する項目

教科会議、成績判定会議等について、管理職が業務を命じた場合は、勤務として認めることとしている。

なお、労働条件明示書の授業割振表に定められた授業以外の時間に、管理職の許可なく勤務することを禁止していますので、次回の授業のための準備や授業終了後の残務が生じる場合は、事前にその旨を管理職に申し出てください。

勤務条件に関する項目

非常勤講師の方が、これ以上授業以外の時間に勤務し授業の割振り変更を行うと、残りの授業時間数の範囲内で、担当するクラスの授業を最後までできなくなる恐れがあります。

年間３５週を超えた場合、非常勤講師が担当するクラスの残りの授業は、他の教員が授業を引き継いで行わざるを得ません。

そのため、非常勤講師の方の業務で割振り変更が必要な残務等が生じた場合は、管理職が引き継ぎますので、事前に管理職に申し出ていただく旨をお伝えしたもの。

ハラスメントに関する項目

これまでも、次回の授業のための準備や授業終了後の残務が生じる場合は、事前にその旨を管理職に申し出るようお伝えしてきたところ。

厚労省のガイドラインにおいて、「使用者は労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している」とされていますので、学校として労働時間を適正に把握し、始業時刻前や終業時刻後について、労働しないよう適切に管理する必要があります。

そのため、学校の管理職が労働時間と認めなかった時間に、非常勤講師の方が管理職の許可なく業務を行うことは、学校として不適切な管理となることから、学校として非常勤講師の方に対して一旦退出いただくよう伝えたもの。

次回の授業のための準備や授業終了後の残務が生じる場合は、事前にその旨を管理職に申し出るようにしてください。

ハラスメントに関する項目

ハラスメントについては、担当グループにおいて、速やかに対応させていただいている。

勤務条件に関する項目

勤務労働条件の変更については、必要に応じて適切に対応させていただく。

なお、今回の件については、勤務労働条件の変更には当たらないと考えている。